

## 大崎事件第2次再審請求即時抗告審決定に関する会長声明

本年7月15日、福岡高等裁判所宮崎支部（原田保孝裁判長）は、いわゆる大崎事件の第2次再審請求即時抗告審において、原口アヤ子さん（87歳）及び原口さんの共犯者とされた元夫の遺族による即時抗告を棄却した。

これに対し、弁護士らは本日最高裁判所に対する特別抗告を行った。

大崎事件とは、1979年（昭和54年）10月12日の夜、行方不明となった原口さんの義弟が、同月15日の昼過ぎに同人宅の牛小屋の堆肥の中から遺体となって発見された事件である。原口さんは本件の被疑者として逮捕され、逮捕後一貫して無罪を主張し続けた。しかし、1980年（昭和55年）3月、懲役10年の有罪判決を受け、控訴、上告とも棄却され、1981年（昭和56年）1月、第一審判決が確定した。

原口さんは1990年（平成2年）7月に刑期を終えて出所した後、1995年（平成7年）4月、鹿児島地方裁判所に対し第1次再審請求を申し立てた。これに対しては、2002年（平成14年）3月26日、画期的な再審開始決定がされたが、その即時抗告審は同決定を覆し、最高裁判所もその判断を維持した。

その後、原口さんは2010年（平成22年）8月30日に、第2次再審請求を申し立てた（原口さんの共犯者とされ、当時亡くなっていた元夫については、遺族が2011年（平成23年）8月30日に再審請求を申し立てた）。同申立を受けた鹿児島地方裁判所は、何ら積極的な訴訟指揮をすることもなく、いずれの申立ても棄却した。

もともと、第2次再審の即時抗告審は、原審裁判所より積極的に訴訟指揮を行い、新たに開示された213点もの未開示証拠における初期供述の変遷や、供述心理鑑定等の新証拠について一定程度の評価を行った。

しかし、法医学鑑定その他の客観的証拠につき正当な評価をしなかった。特に、殺人の共犯者とされた2名の自白の信用性については、その供述の変遷や知的能力の観点から「それ自体だけから必ずしも高いとまでは言えない」としてその信用性を減殺する評価を加えたにもかかわらず、総合評価において、請求人の関与を述べる共犯者以外の第三者供述があたかも客観的証拠であるかのように過大に評価したうえで、かえって共犯者らの自白に信用性が認められるとして、結果的にいずれの新証拠も旧証拠の証明力を揺るがすものではないとして、結論として即時抗告を棄却した。

本件の有罪判決は、知的障がいを抱えた3名の共犯者の自白をほぼ唯一の証拠としているが、その3名とも当初は犯行を否認していた。3名はその後自白に転じたが、それらの自白は障がいに対する何らの配慮もされずに獲得されたものである。また、3名の自白を支える客観的証拠も存在しないなど、その証拠構造は極めて脆弱である。

白鳥・財田川決定を踏まえて新旧証拠を総合評価すれば、原口さん及び共犯者とされた人たちが本件の犯人であることについて重大な疑いが生じていることは明らかであり、今回の即時抗告棄却決定は極めて不当である。日本弁護士連合会も、即時抗告審の決定が出た日付で、決定が不当であるとする会長声明を出している。

当会は、来るべき特別抗告審における審理に向けて、請求人らによる再審開始決定・再審無罪判決の獲得を目指す活動を注視し、支援していく所存である。

2014年（平成26年）7月22日

宮崎県弁護士会

会長 柏田 芳徳

